

家族生活(費)保障保険

年金払特約付団体定期保険

(P.7~14)

三大疾病保障保険

リビング・ニーズ特約付、代理請求特約[Y]付集団月掛扱無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型)

(P.15~17、P.21~23)

健康づくりサポート

(P.19~20)

● 家族生活(費)保障保険の保険料が現在より上昇する可能性があります

ご加入者の総保険金額の規模に応じた保険料設定のため、保険料は毎年変更となる可能性があります。パンフレット記載の概算保険料を必ずご確認ください。

● 手ごろな保険料で充実した保障

団体独自の制度でありスケールメリットが働くため、保険料がお手ごろです。

2023年度のPRより新規加入を停止しております。

加入内容の減額・脱退のみの受付となります。

継続加入の場合はお手続き不要です。



•【契約概要】・【注意喚起情報】はP2~6に記載しています。ご加入前に必ずご確認のうえ、お申込みください。

※家族生活(費)保障保険については、P7・8をご覧ください。

申込締切日 | 2026年2月5日(木)

責任開始期
(加入日) | 2026年5月1日(金)

[契約者] 富士フィルムホールディングス株式会社

はじめに

商品の保障内容については、商品のページをご確認ください。



重い病気
への備え

三大疾病保障保険

リビング・ニーズ特約付、代理請求特約[Y]付集団月掛扱無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型)

P.15

ご加入いただける方	
本人	配偶者
本体・関連の役員・社員・嘱託・準社員で、17歳6ヶ月を超過59歳6ヶ月までの方(継続は60歳6ヶ月までの方) ※家族生活(費)保障保険への加入が条件です。	満18歳以上59歳6ヶ月までの方(継続は65歳6ヶ月までの方)
[年齢は2026年5月1日現在の満年齢です。 配偶者の保険金額は、本人と同額以下でお申し込みください。]	

その他ご加入に
あたっての
注意事項



- 配偶者については、本人の加入が条件です。(配偶者のみの加入はできません。)
- 本人が脱退した場合には、配偶者も同時に脱退となります。また、本人が死亡した場合も、配偶者は同時に脱退となります。

※家族生活(費)保障保険のご加入いただける方については、P13「加入資格」をご覧ください。

P.4

契約概要

このページは、ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい点を記載しております。ご加入の前に、必ずお読みください。また、詳細は、本パンフレットの該当箇所を必ずご参照ください。

ここでは三大疾病保障保険について記載しております。

家族生活(費)保障保険については、P7をご覧ください。

1 商品の仕組み

- この保険は、企業・団体の従業員・所属員等の方のために、企業・団体を契約者として運営する保険商品です。
- 保障の期間は1年で、一度加入されると毎年1年ごとに加入内容を更新いただけます。また、更新時健康状態に関する加入資格に該当しない場合でも、更新により一定の年齢まで前年度と同じ保険金額以下で継続してご加入いただくことができます。
- なお、加入した次年度以降、更新の際に保険金額・給付金額や受取人等の変更など、お客さまからのお申し出がない場合は、前年度と同じ内容で継続します。ただし、保険料は毎年の加入状況等により算出しますので、前年度と比べ変更になることがあります。

2 主な保障の内容(保険金や給付金をお支払いする主な場合)と保険料

主な保障内容

- 保障内容(保険金額・給付金額、付加された特約)は、本パンフレットの該当ページ(15ページ)をご覧ください。
※引受保険会社の職員または引受保険会社で委託した確認担当者が、保険金・給付金等のご請求の際、ご請求内容等について確認する場合があります。

保険料【控除方法】

- 保険料は毎月の給与から控除します。(初回は5月分から)

3 配当金

- この保険は無配当保険ですので配当金はありません。

4 脱退による返れい金、満期返れい金

- この制度の商品には、脱退による返れい金や満期返れい金はありません。

5 引受保険会社

(事務幹事) 明治安田生命保険相互会社 本社：東京都千代田区丸の内2-1-1

注意喚起情報

このページは、ご加入にあたり特にご注意いただきたい点を記載しております。ご加入の前に、必ずお読みください。また、詳細は、本パンフレットの該当箇所を必ずご参照ください。

ここでは三大疾病保障保険について記載しております。

家族生活(費)保障保険については、P7・8をご覧ください。

1 保険金・給付金がお支払いできない主な場合について

- 保険会社に保険金・給付金を請求された方のうち、お支払いできなかった代表的なケースをご紹介します。

高度障害保険金の事例

約款に定める「高度障害の状態」に該当しない障害のとき

- 障害状態が回復の見込みがある場合は、高度障害保険金をお支払いできません。高度障害保険金の支払い対象となる約款所定の「高度障害状態」は身体障害者福祉法等に定める1級の障害状態等とは異なります。
- 責任開始期(加入日)前に発生した病気やケガを直接の原因とする場合も、原則として高度障害保険金をお支払いできません。

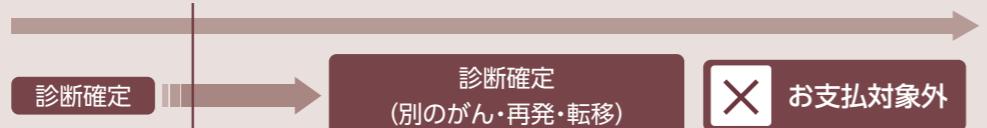
特定疾病保険金の事例

生まれて初めての「がん」でないとき

- 責任開始期(加入日)前に「悪性新生物(がん)」と診断確定されていた場合は、特定疾病保険金をお支払いできません。お支払いできる「悪性新生物(がん)」の条件には、「責任開始期(加入日)前を含めてはじめて診断確定されたものに限ります。」という条件があります。責任開始期(加入日)以後に診断確定されたお支払対象のがんの発生部位が、責任開始期(加入日)前に診断確定されたお支払対象のがんと異なる場合も、お支払いの対象とはなりません。

※責任開始期(加入日)前の診断内容が、ご本人に知らされていなかった場合でもお支払いできません。

責任開始期(加入日)



解除・免責

告知義務違反のため、ご契約が解除となったとき

- 約款に定める「解除・免責」項目に該当する場合は、保険金・給付金をお支払いできません。また、すでにお払いいただいた保険料もお返しできないことがあります。「解除・免責」項目には、たとえば、以下の項目があります。
 - ・告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約が告知義務違反により解除となったとき
 - ・責任開始期(加入日)から起算して所定の期間以内に被保険者が自殺したとき など

保険金・給付金のお支払いに関する詳細は参考ページをご確認ください。P.21 →

2 告知内容について

- 現在および過去の健康状態などについて、ありのままにお知らせいただくことを告知といいます。
- 申込書兼告知書で引受保険会社がおたずねすることについて、事実のありのままを、正確にもれなくご確認いただき、お申込みください。
- 正しく告知していただけない場合は、「告知義務違反」としてご契約が解除され保険金・給付金などをお支払いできないこともあります。

STEP 1 まずは「申込日(告知日)現在」の

就業状態、健康状態が以下のとおりであることをご確認ください。

本人

現在の就業状態

- 病気やけがで休職・休業中でなく、かつ、病気により就業を制限されていません。
(注)「就業を制限」とは、勤務に制限を加える必要のあるもので、勤務先または医師等により労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限などを指示されている場合をいいます。

配偶者

現在の健康状態

- 医師による治療期間中または、薬の処方期間中ではありません。
(注)①「治療」には、指示・指導を含みます。
②「医師による治療期間」は初診から終診(医師の判断によるもの)までの期間をいいます。

STEP 2 つぎに、

過去の傷病歴が以下のとおりであることをご確認ください。

本人・配偶者

過去3ヶ月以内の健康状態

- 申込日(告知日)より起算して過去3ヶ月以内に、医師による診察または健康診断・人間ドックを受け、その結果、検査(再検査・精密検査を含みます)・入院・手術をすすめられていません。
(注)検査をすすめられ検査の結果、異常が認められなかった場合は該当しません。

過去5年以内の健康状態

- 申込日(告知日)より起算して過去5年以内に、腫瘍、ポリープまたは別表記載の病気により、連続して7日以上の入院をしたことはありません。

別表

がん、肉腫、悪性腫瘍、白血病、脳出血、脳こうそく、くも膜下出血、てんかん、狭心症、心筋こうそく、心臓弁膜症、先天性心臓病、心筋症、不整脈、高血圧症、胃かいよう、十二指腸かいよう、肝炎、肝硬変、腎炎、ネフローゼ、腎不全、子宮筋腫、糖尿病

- 企業・団体の社員・職員、保険会社の職員等に口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりませんので、申込書兼告知書における告知内容をご確認のうえ、お申込み(新規加入・増額)ください。
- 引受保険会社と既に別の保険契約がある場合、その保険金額、保険種類等によっては、お申込後、ご加入をお断りする場合があります。

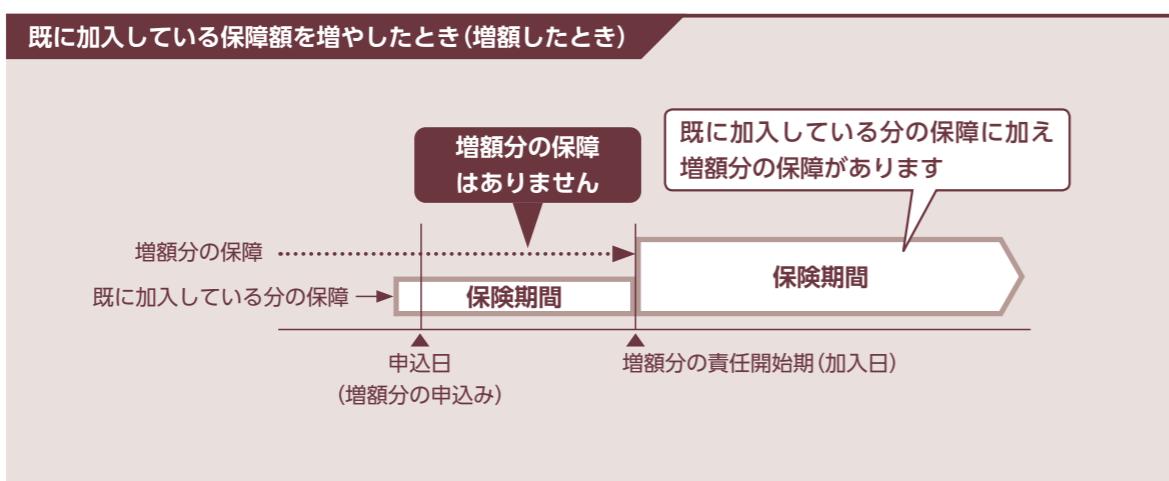
告知内容に関するお問い合わせ

明治安田生命保険相互会社 団体保険ご照会窓口 0120-661-320

受付時間：平日(土曜・日曜・祝日・年末・年始は除く)9:00～17:00

3 責任開始期(加入日)について

- お申込みいただいた保障が初めて開始する時点を責任開始期(加入日)といい、下記のとおり、責任開始期(加入日)は申込日(申込書を記入・提出した日)とは異なります。
- なお、この保険の責任開始期(加入日)は、表紙に記載しています。
- 高度障害保険金・給付金等は、責任開始期(加入日)以後に生じた病気やケガにより所定の高度障害状態になられた(入院をされた)ときにお支払いします。責任開始期(加入日)前の病気やケガを原因とする場合には、告知内容に該当しているかどうかに関わらず、原則として保険金等をお支払いできません。



- ご提出された申込書兼告知書に基づき、引受保険会社がご加入を承諾した場合に、表紙に記載の責任開始期(加入日)からご契約上の責任を負います。契約者である企業・団体の社員・職員、または保険会社の職員等には保険へのご加入を承諾し、責任を開始させるような代理権がありません。

4 保険金・給付金の請求について

- 保険金・給付金などのご請求は、団体(契約者)経由で行っていただきますので、保険金・給付金などのお支払事由が生じた場合だけでなく、支払可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、速やかに団体窓口にご連絡ください。
- お支払事由が発生する事象、ご請求手続き、保険金・給付金などをお支払いする場合またはお支払いできない場合については、本パンフレットにも記載しておりますので、あわせてご確認ください。
- 保険金・給付金のお支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、複数の保険金・給付金のお支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。
- 被保険者の遺言により死亡保険金(給付金)受取人を変更することはできません。
- 死亡保険金(給付金)受取人の変更は、契約者を経由して引受会社へご通知ください(変更内容はその通知が引受会社に到達したとき、契約者が通知を発信した日に遡って効力を生じます)。ただし、その通知が引受会社に到達する前に変更前の受取人に保険金(給付金)をお支払いした場合には、お支払後に変更後の受取人からご請求をうけても保険金(給付金)をお支払いいたしません。

5 その他の注意事項

お申し込みの撤回(クーリング・オフ制度)

- この保険は、企業・団体を契約者とする保険契約であり、クーリング・オフの適用はありません。なお、責任開始期(加入日)前のお申し込みの取り消し等については本パンフレット記載の団体窓口までお問い合わせください。

ご照会・ご相談窓口等

- 指定紛争解決機関
 - この制度に係る指定紛争解決機関は、一般社団法人生命保険協会です。
- 生命保険契約者保護機構
 - 引受保険会社は、生命保険契約者保護機構に加入しています。

上記、および加入手続き等に関するご照会先・ご相談先および詳細は、参照ページをご確認ください。P.23

告知に関するお問い合わせは、参照ページをご確認ください。P.4

契約概要・注意喚起情報【生命保険】

家族生活(費)保障保険(年金払特約付団体定期保険)

意向確認【ご加入前のご確認】

ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を【契約概要】、ご加入に際して特にご注意いただきたい事項を【注意喚起情報】に記載していますので、ご加入前に必ずお読みください。また、各事項の詳細につきましては本パンフレットの該当箇所を必ずご参照ください。ご加入にあたっては、【契約概要】【注意喚起情報】および本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容になっているか、ご確認のうえお申込み(新規加入・増額)ください。

契約概要【ご契約内容】

① 商品の仕組み

企業・団体の従業員・所属員等の方のために、企業・団体を保険契約者として運営する保険商品です。

② 加入資格・保険期間・保障内容・保険料・保険金等のお支払い(支払事由)

本パンフレットの該当ページをご覧ください。

制度名	加入資格	保険期間	保障内容 保険料	支払事由
家族生活(費) 保障保険	P13	P13	P9	P13

③ 配当金

家族生活(費)保障保険は1年ごとに収支計算を行ない、剩余金が生じた場合は配当金としてお返しします。

④ 脱退による返戻金

家族生活(費)保障保険は、脱退(解約)による返戻金はありません。

⑤ 引受保険会社(事務幹事会社)

明治安田生命保険相互会社

本社：東京都千代田区丸の内2-1-1

※ただし、家族生活(費)保障保険は本パンフレット記載の複数の保険会社でご契約をお受けし、明治安田生命保険相互会社は他の引受保険会社の委任を受けて事務を行ないます。引受保険会社は、それぞれの引受金額により保険契約上の責任を負います。なお、引受保険会社等は、変更されることがあります。

注意喚起情報【特に重要なお知らせ】

(*) 保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。

① お申込みの撤回(クーリング・オフ制度)

この保険は、団体を契約者とする保険契約であり、クーリング・オフの適用はありません。なお、責任開始期(加入日*)前のお申込みの取り消し等については本パンフレット記載の団体窓口にお問い合わせください。

② 告知に関する重要事項

■現在および過去の健康状態などについて、ありのままにお知らせいただくことを告知といいます。申込書兼告知書で当社がおたずねすることについて、事実のありのままを、正確にもれなくご確認いただき、お申込みください。

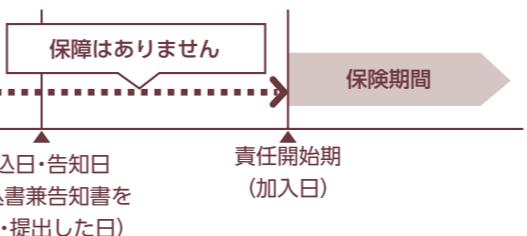
■企業・団体の社員・職員、保険会社の職員等に口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりませんので、申込書兼告知書における告知内容をご確認のうえ、お申込みください。

■正しく告知をいただけない場合は、「告知義務違反」としてご契約が解除され保険金をお支払いできないこともあります。

③ 責任開始期(加入日*)

■ご提出された申込書兼告知書に基づき、引受保険会社がご加入を承諾した場合、本パンフレット記載の保険期間の始期からご契約上の責任を負います。この保障が初めて開始する日を責任開始期(加入日*)といいます。次の図のとおり、責任開始期(加入日*)は申込日・告知日(申込書兼告知書を記入・提出した日)とは異なります。

新規加入の例

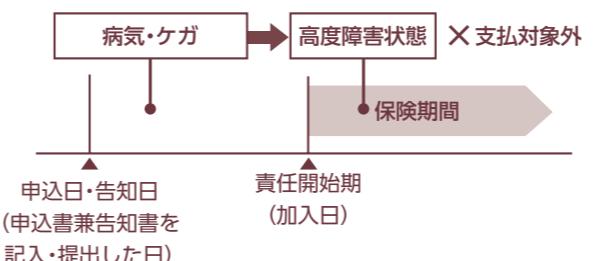


■ご契約者である企業・団体の社員・職員、または保険会社の職員等には保険へのご加入を承諾し、責任を開始させるような代理権がありません。

④ 保険金等をお支払いできない主な場合

■責任開始期(加入日*)前に発生した病気やケガを原因とする場合は、告知いただいている内容に関わらず、原則として保険金等をお支払いできません。

高度障害保険金の例



■責任開始期(加入日*)から起算して所定の期間以内に被保険者が自殺した場合、保険金等をお支払いできません。

■上記を含め保険金等をお支払いできない場合については、本パンフレットの該当ページをご覧ください。

家族生活(費)保障保険 P14

⑤ 生命保険契約者保護機構

引受保険会社は、生命保険契約者保護機構(以下「保護機構」といいます。)に加入しています。保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。詳細については、保護機構までお問い合わせください。

(ホームページ <https://www.seihohogo.jp/>)

⑥ ご照会・ご相談窓口

加入手続き等に関するご照会先

本パンフレット記載の団体窓口
明治安田生命保険相互会社
総合法人第二部 法人営業第三部
ご照会窓口 03-6259-0014
受付時間 平日(土曜・日曜・祝日・年末年始は除く)9:00~17:00

告知【お申込み時の告知】等に関するご照会先
明治安田生命保険相互会社
団体保険ご照会窓口 0120-661-320
受付時間 平日(土曜・日曜・祝日・年末・年始は除く)9:00~17:00

■この制度に係る指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。(一社)生命保険協会「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。
(ホームページ <https://www.seiho.or.jp/>)

■なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

⑦ 保険金などのお支払いに関する手続き等の留意事項

■保険金・給付金などのご請求は、団体(ご契約者)経由で行なっていただきますので、保険金・給付金などのお支払事由が生じた場合だけでなく、支払可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、速やかに本パンフレット記載の団体窓口にご連絡ください。

■保険金・給付金などのお支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、複数の保険金・給付金などのお支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。

家族生活(費)保障保険



意向確認
ご加入前の
ご確認

家族生活(費)保障保険は、死亡または所定の高度障害状態となった場合の保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたっては【契約概要】・【注意喚起情報】・本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

保険期間 2026年5月1日(金)～2027年4月30日(金)

加入対象者 **本人** **配偶者**

保障内容等(契約概要部分)・保険料

- 死亡・高度障害の場合、死亡・高度障害保険金を年金形式で受け取ることができます。
- 一時金でのお受け取りも可能です。
- 1年ごとに収支計算を行ない、剩余金が生じた場合は配当金としてお返しします。

生活保障資金：基本

(※受取期間中、年金月額は毎年3%遞増します。)

※61歳以上は、役員の場合です。

本人									
申込コース	年齢【保険年齢】 (生年月日)	死亡・高度障害のとき				月払保険料(円)			
		年金原資 【死亡・高度障害 保険金】 (万円)	年金受取 期間 (年)	年金月額			年金受取総額 (約 万円)	男性	
				初年度 (約 万円)	平均 (約 万円)	最終年度 (約 万円)			
1コース	18～35歳 (1990.11.2～2008.11.1)	628	10	4.7	5.4	6.0	651	860	647
	36～40歳 (1985.11.2～1990.11.1)	628	10	4.7	5.4	6.0	651	1,024	904
	41～45歳 (1980.11.2～1985.11.1)	628	10	4.7	5.4	6.0	651	1,294	1,049
	46～50歳 (1975.11.2～1980.11.1)	628	10	4.7	5.4	6.0	651	1,740	1,375
	51～55歳 (1970.11.2～1975.11.1)	628	10	4.7	5.4	6.0	651	2,412	1,765
	56～60歳 (1965.11.2～1970.11.1)	628	10	4.7	5.4	6.0	651	3,366	2,167
	61～65歳 (1960.11.2～1965.11.1)	628	10	4.7	5.4	6.0	651	5,011	2,788
	66～70歳 (1955.11.2～1960.11.1)	628	10	4.7	5.4	6.0	651	7,304	3,668

申込コース		年齢【保険年齢】 (生年月日)	死亡・高度障害のとき						月払保険料(円)		
			年金原資 【死亡・高度障害 保険金】 (万円)	年金受取 期間 (年)	年金月額			年金受取総額 (約 万円)	年金受取総額 (約 万円)	男性	女性
					初年度 (約 万円)	平均 (約 万円)	最終年度 (約 万円)				
2コース	18～35歳 (1990.11.2～2008.11.1)	1,256	10	9.5	10.8	12.1	1,302	1,721	1,294		
	36～40歳 (1985.11.2～1990.11.1)	1,256	10	9.5	10.8	12.1	1,302	2,047	1,809		
	41～45歳 (1980.11.2～1985.11.1)	1,256	10	9.5	10.8	12.1	1,302	2,587	2,098		
	46～50歳 (1975.11.2～1980.11.1)	1,256	10	9.5	10.8	12.1	1,302	3,479	2,751		
	51～55歳 (1970.11.2～1975.11.1)	1,256	10	9.5	10.8	12.1	1,302	4,823	3,529		
	56～60歳 (1965.11.2～1970.11.1)	1,256	10	9.5	10.8	12.1	1,302	6,732	4,333		
	61～65歳 (1960.11.2～1965.11.1)	1,256	10	9.5	10.8	12.1	1,302	10,023	5,577		
	66～70歳 (1955.11.2～1960.11.1)	1,256	10	9.5	10.8	12.1	1,302	14,607	7,335		

表中記載以外の年齢の方の保険料は保険会社までお問い合わせください。

配偶者に万一のこと(死亡・高度障害)があった場合、あなたにホームヘルパー援助費などとして10年間支払われます。

■配偶者だけの加入はできません。本人とセットでご加入ください。

申込コース		年齢【保険年齢】 (生年月日)	死亡・高度障害のとき						月払保険料(円)		
			年金原資 【死亡・高度障害 保険金】 (万円)	年金受取 期間 (年)	年金月額			年金受取総額 (約 万円)	年金受取総額 (約 万円)	男性	女性
					初年度 (約 万円)	平均 (約 万円)	最終年度 (約 万円)				
1コース	18～35歳 (1990.11.2～2008.11.1)	377	10	2.8	3.2	3.6	391	516	388		
	36～40歳 (1985.11.2～1990.11.1)	377	10	2.8	3.2	3.6	391	615	543		
	41～45歳 (1980.11.2～1985.11.1)	377	10	2.8	3.2	3.6	391	777	630		
	46～50歳 (1975.11.2～1980.11.1)	377	10	2.8	3.2	3.6	391	1,044	826		
	51～55歳 (1970.11.2～1975.11.1)	377	10	2.8	3.2	3.6	391	1,448	1,059		
	56～60歳 (1965.11.2～1970.11.1)	377	10	2.8	3.2	3.6	391	2,021	1,301		
	61～65歳 (1960.11.2～1965.11.1)	377	10	2.8	3.2	3.6	391	3,008	1,674		

配偶者										
申込コース	年齢【保険年齢】 (生年月日)	死亡・高度障害のとき					月払保険料(円)			
		年金原資 【死亡・高度障害 保険金】 (万円)	年金受取 期間 (年)	年金月額			年金受取総額 (約 万円)	男性	女性	
				初年度 (約 万円)	平均 (約 万円)	最終年度 (約 万円)				
2コース	18~35歳 (1990.11.2~2008.11.1)	628	10	4.7	5.4	6.0	651	860	647	
	36~40歳 (1985.11.2~1990.11.1)	628	10	4.7	5.4	6.0	651	1,024	904	
	41~45歳 (1980.11.2~1985.11.1)	628	10	4.7	5.4	6.0	651	1,294	1,049	
	46~50歳 (1975.11.2~1980.11.1)	628	10	4.7	5.4	6.0	651	1,740	1,375	
	51~55歳 (1970.11.2~1975.11.1)	628	10	4.7	5.4	6.0	651	2,412	1,765	
	56~60歳 (1965.11.2~1970.11.1)	628	10	4.7	5.4	6.0	651	3,366	2,167	
	61~65歳 (1960.11.2~1965.11.1)	628	10	4.7	5.4	6.0	651	5,011	2,788	

・記載の年金額はパンフレット作成時点の明治安田生命保険相互会社の基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)で計算しています。実際の年金額は年金基金設定時に引受会社が定める基礎率および引受金額により決定しますので、記載の額を下回る可能性もあります。

- ・配偶者の保険金額は本人と同額以下としてください。
- ・年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年末満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。(例) 保険年齢40歳=2026年5月1日現在満39歳6ヵ月を超えて満40歳6ヵ月まで。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。
- ・記載の保険料は概算保険料であって正規保険料は申込締切後3ヵ月以内に算出し概算保険料と異なった場合は初回に遡って精算致します。
- ・本人について定められた死亡保険金または高度障害保険金が支払われた場合、配偶者は同時に脱退となります。また、本人が脱退した場合も配偶者は同時に脱退となります。
- ・死亡保険金の受取人は、被保険者が本人および配偶者の場合は被保険者が指定した方です。高度障害保険金の受取人は被保険者です。

保険金に対する課税について

1. 死亡保険金(年金形式の受け取りとした場合も含む)を受け取られた場合

の課税関係

死亡保険金を受け取られた場合は、保険料負担者、被保険者、保険金受取人の関係によって、右のような課税対象となり、納付すべき税額がある場合は、申告が必要となります。

② 高度障害保険金は、被保険者が受取人の場合は、課税されません。

2. 年金形式で受け取られた場合の課税関係

毎年支払われる年金形式の受け取り時には、だれが保険料を負担しているかに

関係なく、難所得となります。

※所得税に加え復興特別所得税が課税されます。

税務の取扱いについては税制改正により、今後変更となることがあります。

お支払いに関する重要事項が本パンフレットに記載されています。必ずご確認ください。

P13~14

(例)

保険料負担者	被保険者	保険金受取人	対象となる税金
加入者本人	加入者本人	配偶者・ こどもなど	相続税
加入者本人	配偶者	加入者本人	所得税 (一時所得)
加入者本人	配偶者	その他	贈与税

遺児教育資金：充実

制度内容

本人が死亡・高度障害のとき 年金原資564万円(1コース)・400万円(3コース)
本人に万一のこと(死亡・高度障害)があった場合、死亡保険金(年金原資)を指定した受取人(満20歳までのこども)が年金形式(教育資金)で22歳になるまで受け取れる制度です。高度障害保険金の受取人は本人です。
※生活保障資金とセットでご加入ください。(満20歳までの子さま3名まで加入できます)

遺児教育資金の受取例 【満20歳までの子さま1名あたり(3名まで加入可)】

万一(死亡・高度障害)の場合、その時点での子さまの年齢による受取例(受取月額は毎年3%増加します)

(単位:円)

1コース	お子さまの年齢	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳
	初年度月額 (受取期間)	約1.8万 (22年)	約1.8万 (21年)	約2.0万 (20年)	約2.1万 (19年)	約2.2万 (18年)	約2.4万 (17年)	約2.5万 (16年)	約2.7万 (15年)	約2.9万 (14年)	約3.2万 (13年)	約3.5万 (12年)
2コース	お子さまの年齢	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳	19歳	20歳	
	初年度月額 (受取期間)	約3.8万 (11年)	約4.2万 (10年)	約4.8万 (9年)	約5.4万 (8年)	約6.2万 (7年)	約7.4万 (6年)	約8.9万 (5年)	約11.3万 (4年)	約15.2万 (3年)	約23.0万 (2年)	

※記載の年金額はパンフレット作成時点の明治安田生命保険相互会社の基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)で計算しています。

実際の年金額は年金基金設定時に引受会社が定める基礎率および引受金額により決定しますので、記載の額を下回る可能性もあります。

※実際の受取期間、受取年額は遺児教育資金受取時に選択いただけます。(一時金での受け取りも可能です)

月払保険料

(単位:円)

本人保険年齢	保険料			
	564万円(1コース)		400万円(3コース)	
	男性	女性	男性	女性
18 - 35歳	773	581	548	412
36 - 40歳	919	812	652	576
41 - 45歳	1,162	942	824	668
46 - 50歳	1,562	1,235	1,108	876
51 - 55歳	2,166	1,585	1,536	1,124
56 - 60歳	3,023	1,946	2,144	1,380
61 - 65歳	4,501	2,504	3,192	1,776
66 - 70歳	6,559	3,294	4,652	2,336

●年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年末満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。

(例) 保険年齢40歳=2026年5月1日現在満39歳6ヵ月を超えて満40歳6ヵ月まで。更新時に該当する年齢区分が変わると、保険料は前年度と変わります。

●記載の遺児教育資金の保険料は概算保険料であって、正規保険料は申込締切後3ヵ月以内に算出し概算保険料と異なった場合は初回に遡って精算いたします。

●期中の遺児教育資金のみの脱退は期中の減額(コース変更)となるためお取扱いできません。

また、「家族生活(費)保障保険」本人コースのみの脱退もお取扱いできません。「家族生活(費)保障保険」本人コース脱退の場合は、遺児教育資金も脱退となります。

【遺児教育資金の取扱い】

●遺児教育資金は本人が死亡した場合、死亡保険金(年金原資)を指定した受取人(こども)が年金形式で受け取る制度です。

●遺児教育資金のみの加入はできません。「家族生活(費)保障保険」本人コースとセットで加入してください。

●遺児教育資金は「家族生活(費)保障保険」本人コースと同一の団体定期保険で運営されています。したがって、保険金が解除等により一部お取扱いできない場合には、それぞれの保険金受取人に、支払保険金を按分比例してお取扱いします。

●死亡保険金受取人となるこどもは最大3人までです。

お取り扱いについて

加入資格	<p>本人…本体・関連の役員・社員・嘱託・準社員で申込書記載の告知内容に該当し、2026年5月1日現在満17歳6ヵ月を超えて満59歳6ヵ月までの方(なお、在職中は満60歳6ヵ月まで、役員は満80歳6ヵ月まで継続できます)。</p> <p>配偶者…本人の配偶者で申込書記載の告知内容に該当し、2026年5月1日現在満18歳以上満59歳6ヵ月までの方(継続の場合は満65歳6ヵ月までの方。配偶者だけの加入はできません)。</p> <p>※遺児教育資金ご加入に際しては、本人について告知ください。</p> <p>【告知内容】</p> <p>本人</p> <p>【現在の就業状態】</p> <p>申込日(告知日)現在、病気やけがで休職・休業中でなく、かつ、病気により就業を制限されていません。</p> <p>(注)「就業を制限」とは、勤務に制限を加える必要のあるもので、勤務先または医師等により労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限などを指示されている場合をいいます。</p> <p>配偶者</p> <p>【現在の健康状態】</p> <p>申込日(告知日)現在、医師による治療期間中または、薬の処方期間中ではありません。</p> <p>(注)①「治療」には、指示・指導を含みます。 ②「医師による治療期間」は初診から終診(医師の判断によるもの)までの期間をいいます。</p> <p>本人・配偶者共通</p> <p>【過去12カ月以内の健康状態】</p> <p>申込日(告知日)より起算して過去12カ月以内に、別表記載の病気により連続して14日以上の入院をしたことはありません。</p> <p>〈別表〉がん、肉腫、悪性腫瘍、白血病、脳出血、脳こうそく、くも膜下出血、てんかん、狭心症、心筋こうそく、心臓弁膜症、先天性心臓病、心筋症、不整脈、高血圧症、胃かいよう、十二指腸かいよう、肝炎、肝硬変、腎炎、ネフローゼ、腎不全、子宮筋腫、糖尿病</p> <p>※告知していただいた内容が事実と相違していた場合、保険金をお支払いできない場合があります。</p>	
	<p>●1年間(2026年5月1日～2027年4月30日)で以後毎年更新します。</p> <p>●保険期間中に脱退等で被保険者としての資格を失った場合には、喪失した月の月末までの保障となります。ただし、保険料の払込みが条件となります。</p>	
	<p>●毎月の給与から控除します。(初回は5月分から)</p>	
	<p>●この保険は1年ごとに収支計算を行ない、剩余金が生じた場合は配当金としてお返しする仕組みになっています。</p> <p>配当率は、お支払時期の前年度決算により決定しますので、将来お支払いする配当金額は現時点では確定していません。</p>	
	<p>●一旦健康時に加入しますと、更新時健康状態に関する加入資格に該当しない場合でも、前年度と同じ保険金額以下で継続加入できます。なお、更新の際に、保険金額・受取人等の変更の申し出がない場合は、従前どおりのご加入内容で継続となります。ただし、保険料は毎年の加入状況・年齢により算出し変更します。</p>	
	<p>●所定の申込書に必要事項を記入・押印のうえ、ご提出ください。継続する場合は、自動更新となりますので手続きは不要です。また、申込書の提出がない場合も自動更新となります。</p>	
	<p>死亡保険金は保険期間中に死亡した場合に、高度障害保険金は加入日(*)以後に(業務上業務外を問わず)発生した傷害または疾病によって、保険期間中に、所定の高度障害状態になった場合にお支払いします。</p> <p>引受会社の職員または引受会社で委託した確認担当者が、保険金等のご請求の際、ご請求内容等について確認する場合があります。</p> <p>保険金等のお支払いに関する約款規定については引受保険会社のホームページ (https://www.meijiyasuda.co.jp/corporation/product/demand/contract/index.html)をご覧ください。</p> <p>なお、上記ホームページアドレスは、パンフレット作成時点のものを記載しており、今後変更の可能性があります。</p>	
	<p>1. 年金の種類と型 ●年金支払期間は、コースによって決まります。(遅増型確定年金です) ●基本年金額は毎年、遅増いたします。(遅増率単利3%)</p> <p>2. 配 当 金 ●年金支払開始後の配当金は、増加年金の買増に充当します。</p> <p>3. 年 金 受 取 人 ●保険金等の受取人です。なお、年金支払開始後は年金受取人の変更はできません。 ●支払期間中に年金受取人が死亡したときは、残存支払期間の未払年金現価をその相続人にお支払いたします。</p> <p>4. 年 金 のお支 払い ●年金受取人へのお支払いは、毎年1回、2回、4回受取りのいずれかです。 ●年金のお支払日は、年金支払月の応当日(15日)です。 ●年金支払開始後、年金受取人から残存支払期間分の一括払の申し出があった場合は、未払年金現価をお支払します。</p> <p>5. 年金払の対象と なる保険金 ●団体定期保険の主契約保険金の全部または一部。ただし、年金額が、年1回払いのとき12万円未満、年2回・4回払いのとき36万円未満の場合はお取扱いできません。</p>	

(*)保険額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。

<h2>高度障害</h2>	<p>高度障害状態とは</p>	<p>高度障害状態とは身体障害の程度が加入日(*)以後の傷害または疾病によりつぎの1項目に該当する場合をいいます。</p>
	<p>1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの 2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの 3. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの 4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの</p>	
<p>※「常に介護を要するもの」とは食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分でできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。</p>		
<p>次のような場合には、保険金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできません)ことがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が告知義務違反により解除となったとき ●保険料のお払込みがなく、ご契約が失効したとき ●契約者もしくは被保険者による詐欺の行為を原因として、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が取消しとなつたとき(告知義務違反の態様が特に重大な場合には、詐欺としてご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分を取消しとさせていただきます。また、1年経過後にも取消しとなることがあります。) ●契約者もしくは被保険者に保険金の不法取得目的があって、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が無効となつたとき ●契約者、被保険者または受取人が保険金を詐取する目的で事故招致をしたときや暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由に該当し、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が解除となつた場合 		
<p>1. 死亡保険金について</p> <ul style="list-style-type: none"> ①被保険者が加入日(*)から1年以内に自殺したとき(ただし、精神の障害によって心神喪失の状態となり、自己の生命を絶つ認識が全くなかったときなどは、死亡保険金をお支払いする場合もあります。) ②契約者または死亡保険金受取人の故意によるとき ③戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることができます。) <p>2. 高度障害保険金について</p> <ul style="list-style-type: none"> ①被保険者の故意によるとき ②契約者または高度障害保険金受取人の故意によるとき ③戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることができます。) 		
<p><保険金のご請求について></p> <ul style="list-style-type: none"> ●保険金の支払事由が生じたときは、すみやかにご所属の団体(以下「保険契約者」といいます。)にご連絡のうえ、保険契約者を経由して引受会社にご請求ください。 ●保険金を請求する権利は、お支払事由が発生してから3年間ご請求が無いと、消滅しますのでご注意ください。 ●ご請求があつた場合で、引受会社が必要と認めたときには医療機関等へ事実の確認に伺う場合があります。 <p><改姓、ご家族の異動、受取人の変更等について></p> <ul style="list-style-type: none"> ●ご加入の本人・配偶者に被保険者としての資格がなくなった場合にはすみやかに保険契約者を経由して引受会社にご通知ください。 ●被保険者の改姓や、死亡保険金受取人の変更等の場合には、すみやかに保険契約者を経由して引受会社にご通知ください。 ●被保険者の遺言により死亡保険金受取人を変更することはできません。 ●死亡保険金受取人の変更是、保険契約者を経由して引受会社へご通知ください(変更内容はその通知が引受会社に到達したとき、保険契約者が通知を発信した日に遡って効力を生じます)。ただし、その通知が引受会社に到達する前に変更前の受取人に保険金をお支払いした場合には、お支払後に変更後の受取人からご請求をうけても保険金をお支払いいたしません。 		

<p>(*)保険額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。</p> <p>相互会社においては、ご契約者が「社員」(構成員)として会社の運営に参加する仕組みとなっていますが、この契約におけるご契約者は団体であり、ご加入者は被保険者であるため、社員とはなりません。したがって、総代の選出に関する社員の権利等、社員が有する権利はありません。</p> <p>この制度は生命保険会社と締結した年金払特約付団体定期保険契約に基づき運営します。</p> <p>〈引受会社〉明治安田生命保険相互会社(事務幹事)</p>
<p>日本生命 第一生命 住友生命 富国生命 大同生命 大樹生命 ジブランタ生命 東京海上日動あんしん生命 SOMPOひまわり生命 メットライフ生命 三井住友海上あいおい生命</p>
<p>この保険契約は共同取扱契約であり、明治安田生命保険相互会社は他の各引受保険会社の委任を受けて事務を行います。引受保険会社は、それぞれの引受金額により保険契約上の責任を負います。なお、引受保険会社等は変更されることがあります。</p>

三大疾病保障保険



保険期間 2026年5月1日(金)～2027年4月30日(金)

加入対象者 **本人** **配偶者**

保障内容等(契約概要部分)

- 死亡・所定の高度障害に対して保険金が支払われます。
- 特定疾病に対する治療費として、保険金が支払われます。

保障内容	本人・配偶者
●所定の悪性新生物(がん)と診断確定されたとき ●急性心筋梗塞・脳卒中を発病して所定の状態になられたとき ●急性心筋梗塞・脳卒中で所定の手術を受けられたとき	300万円
[特定疾病保険金]	
●死亡・所定の高度障害状態のとき	300 万円
[死亡・高度障害保険金]	



特定疾病保険金と死亡・高度障害保険金とは重複しては支払われません。

ご注意

意向確認
ご加入前の
ご確認

三大疾病保障保険は、所定の悪性新生物(がん)と診断確定されたとき、急性心筋梗塞・脳卒中を発病して所定の状態になられたとき、急性心筋梗塞・脳卒中の治療のために所定の手術を受けられたときの保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたっては、【契約概要】・【注意喚起情報】・本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

保険金のお支払いに関するご注意



被保険者が加入日以後保険期間中に、次のいずれかのお支払事由に該当したとき、保険金をお支払いします。

保険金種類とお支払対象の疾病	お支払事由	お支払対象と ならない疾病例 ^{*1}
特定 疾 病 保 險 金	●悪性新生物 (がん)	加入日前を含めてはじめて ^{*2} 悪性新生物と診断確定 ^{*3} されたとき ただし、「乳房の悪性新生物(乳がん)」については、加入日からその日を 含めて90日を経過した後、加入日前を含めてはじめて診断確定された とき
	●急性心筋梗塞	加入日以後に発生した疾病 ^{*5} を原因として、急性心筋梗塞を発病 ^{*5} し、 その疾患により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日 以上、労働の制限を必要とする状態 ^{*6} が継続したと医師によって診断 されたとき、またはその疾患の治療を直接の目的とした所定の手術 ^{*7} を受けたとき
	●脳卒中 (くも膜下出血・ 脳内出血・脳梗塞)	加入日以後に発生した疾患 ^{*5} を原因として、脳卒中を発病 ^{*5} し、その疾 病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、 言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的神経学的後遺症が継続したと医 師によって診断されたとき、またはその疾患の治療を直接の目的とし た所定の手術 ^{*7} を受けたとき
死亡保険金	死亡されたとき	—
高度障害保険金	加入日以後に発生した傷害または疾患 ^{*5} により所定の高度障害状態に なられたとき	—

*1 お支払対象とならない疾病には、上記のほか、無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型)普通保険約款「付表1 対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中」に定義付けられない疾病も含まれます。詳細については約款をご覧ください。

*2 ご加入前にお支払対象のがんと診断確定されている場合、ご加入後にお支払対象のがんに診断確定されても、お支払いの対象とはなりません。なお、加入日以後に診断確定されたお支払対象のがんの発生部位が、加入日前に診断確定されたお支払対象のがんと異なる場合も、お支払いの対象とはなりません。

*3 診断確定は、病理組織学的所見(生検)により医師によってなされることを要します。ただし、病理組織学的所見(生検)が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることがあります。

*4 「上皮内新生物」は、ごく初期の段階で発見されたがんであり、子宮頸部・食道などの部位で病変が上皮内に限局しているもの、または、乳房・膀胱・腎孟・尿管などの非浸潤がん、および、大腸の粘膜内がんを含みます。なお、国際対がん連合(UICC)のTNM分類が「Ta」(膀胱・腎孟・尿管の非浸潤がん)、「Tis」(上皮内がんまたは非浸潤がん)はお支払対象外です。

*5 疾病の発生および急性心筋梗塞・脳卒中の発病には、疾病的症状を自覚または認識した時や、医師の診察や健康診断等において異常の指摘を受けた時も含まれます。

*6 「労働の制限を必要とする状態」とは、軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態をいいます。

*7 急性心筋梗塞または脳卒中にについての特定疾病保険金のお支払対象となる手術とは、開頭術、開胸術、ファイバースコープ手術または血管カテーテル手術をいいます。吸引、穿刺、洗浄などの処置および神経ブロックは除きます。

「所定の高度障害状態」については、参照ページをご覧ください。 P.21

約款規定については、参照ページをご確認ください。 P.23

●保険金受取人は次の通りです。

死亡保険金：被保険者が指定した方

高度障害保険金および特定疾病保険金：被保険者

- 本人の保険金が支払われ、脱退となった場合にも、配偶者は本人と同様に脱退となります。

そのほかにも死亡保険金・高度障害保険金のお支払いに関する細かい規定があります。参照ページをご確認ください。P.22

<保険金等を受け取った場合の税務申告上の留意事項>

- 所得税の医療費控除を申告される際には、実際に支払った医療費から受け取られた保険金等の金額を差し引くことが必要な場合があります。
- 税務上の取扱いについては本パンフレット作成時点の税制に基づくものであり、今後、税制の変更に伴い取扱いが変わる場合があります。個別の取扱いにつきましては、所轄の税務署等にご確認ください。

保険料

●月額保険料（単位：円）<保険期間1年、集団月掛扱月払、保険金額300万円>

- 記載の保険料は本パンフレット作成時点で算出したものであり、適用される保険料は記載の保険料と異なる場合があります。
- また、今後の基礎率などの改定により保険料は改定されることがあります。

年齢 【保険年齢】 (生年月日)	本 人・配偶者	
	男性	女性
	300万円	300万円
18～20歳 (2005.11.2～2008.11.1)	543	468
21～25歳 (2000.11.2～2005.11.1)	699	543
26～30歳 (1995.11.2～2000.11.1)	714	669
31～35歳 (1990.11.2～1995.11.1)	864	918
36～40歳 (1985.11.2～1990.11.1)	1,140	1,311
41～45歳 (1980.11.2～1985.11.1)	1,551	1,878
46～50歳 (1975.11.2～1980.11.1)	2,535	2,349
51～55歳 (1970.11.2～1975.11.1)	4,158	3,051
56～60歳 (1965.11.2～1970.11.1)	6,465	3,741
61～65歳 (1960.11.2～1965.11.1)	10,035	5,274

・記載の年齢は保険年齢で、満年齢とは異なります。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。

加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。

更新時に該当する年齢区分が変わった場合、保険料は前年度と変わります。

健康づくりサポート



健康なココロとカラダは、楽しい未来へのパスポート

加入対象者 **本人**

*健康づくりサポートのみの加入はできません。必ず三大疾病保障保険とセットでご加入ください。

■ サービスの概要 疾病予防の考え方に基づいた8つのメニューをご利用いただけます。



ご利用にあたり専用サイトにログインし、ご使用ください。ログインID、およびパスワードは別途通知いたします。

■ 「健康づくりサポート」の取扱い

加入期間	加入期間1年間(2026年5月1日～2027年4月30日)で以後毎年更新します(自動更新)。所定の申込書に必要事項を記入、押印のうえご提出ください。継続する場合は、自動継続しますので手続きは不要です。	運営費	加入者は、当社に対し所定の期日に運営費200円(月額、消費税を含む)をお支払いいただきます。なお、運営費は理由のいかんを問わず返還いたしません。(※健康づくりサポートの運営費は、生命保険料控除の対象とはなりません。)
------	--	-----	--

■ 個人情報に関する取扱いについて

- 個人情報の利用目的**
取得した個人情報は、健康づくりサポート加入者規約に定めるサービスの提供を行なうために利用します。
- 個人情報の取扱いの委託について**
利用目的の達成に必要な範囲内において、取得した個人情報の全部または一部を委託する場合があります。その場合には、個人情報の管理水準が、明治安田生命保険相互会社(以下、当社といいます。)が設定する基準を満たす企業を選定し、適切な管理、監督を行ないます。
- 保有個人データの開示等および問い合わせ窓口について**
当社が保有する開示対象個人情報について、開示・訂正・削除・利用停止のご依頼があった場合には、ご本人であることを確認させていただいたうえで、特別な理由がない限り回答・訂正等の対応をいたします。

■ 「健康づくりサポート」加入者規約

第1条 (目的)

健康づくりサポートとは、明治安田生命保険相互会社(以下、当社といいます)が健康づくりサポートの加入申込みをされた方(以下、加入者といいます)に向けて継続的に健康生活を応援するサービスです。

加入者がより健康増進に邁進できるように具体的な健康情報の提供をすることで、豊かなクオリティー・オブ・ライフに貢献することを目的といたします。

第2条 (加入資格等)

- 加入資格は、団体の所属員で団体と当社の合意した範囲に該当する方が有します。
- 加入者とは、本規約を承認のうえ申込みをされ、当社が加入を認めた方をいいます。

第3条 (運営費)

加入者は、当社に対し所定の期日に所定の方法により運営費として当社が定める金額(消費税を含む)をお支払いいただきます。なお、運営費は理由のいかんを問わず返還いたしません。

第4条 (加入者証の付与)

加入者証の発行はありません。当社が定め通知した加入者管理番号をもって加入者番号とします。当社への電話照会等の際は、原則として加入者番号を告知いただきます。

第5条 (健康情報の提供)

加入者は、当社及び当社の指定する会社等から、第6条のサービスの内容を含めた各種情報提供があることに予め同意するものとします。

第6条 (サービスの内容)

- サービスとは、以下のものを指します。
 - 健康情報に関するサービス
 - 健康情報誌等による各種健康情報の提供
 - 電話による健康相談・メンタルヘルスカウンセリング・介護相談
 - その他
 - 当社と提携する健康増進関連の企業が提供する健康情報や商品等のご紹介
 この場合、加入者が商品等を購入し何らかの損害を被った場合または購入した商品に瑕疵があった場合、当社は一切責任を負わないものとします。
 - 当社が第1条の目的に沿い提供するすべての情報提供は、あくまで健康に関する一般的な情報提供及びアドバイスを加入者の責任で活用していただくものであり、情報を活用したこと

この制度は下記の会社と締結した健康増進情報の有料提供サービス契約の取扱いに関する協定書及び

健康づくりサポート加入者規約に基づいて運営します。

サービス提供会社：明治安田生命保険相互会社
事務委託会社：明治安田ライフプランセンター株式会社

【サービス内容等に関するお問い合わせ先】
健康づくりサポート事務局：0120-567-074
(平日9:00～17:00)
MYLP-P-25-健サ-200

【お問い合わせ先】明治安田ライフプランセンター(株)
(事務委託先)
団体サービス部
生活・健康サービスグループ
03-5952-5069

- 個人情報提供の任意性**
氏名・住所・電話番号を提供いただけない場合、本サービスを提供できない場合があります。
健康づくりサポート加入申込書の提出をもちまして、個人情報の取扱いに同意いただいたものとさせていただきます。

によって加入者及び加入者のご家族等が何らかの損害を被った場合でも当社は一切責任を負うことはありません。
3. 予告なくサービス内容を追加・変更することがあります。

第7条 (届出事項の変更)

- 加入者は、当社に届け出た住所・氏名等について変更があった場合には、所定の方法にて速やかに当社に通知していただきます。
- 前項の変更事項についての通知がなく、当社からの送付物等が延着し、または到着しなかったときでも、当社は責任を負いません。ただし、前項の届け出を行わなかったことについて、やむを得ない事情があるときはこの限りではありません。

第8条 (脱退ならびに加入者資格の喪失の場合の取扱い)

- 加入者は、自己の都合により脱退を希望するときは、所定の手続きをすることで、脱退することができます。
- 何らかの理由で運営費が支払われなかった場合は、いずれも特別な申し出がない限りは自動的に加入者資格を喪失します。
- 加入者が本規約に違反した場合、または加入者として不適当な行動が認められる場合等で当社が加入者として不適当と認めた場合は、当社は加入者資格を取り消すことがあります。
- 第2条に定める加入者資格を喪失した場合ならびに前2項の場合、契約は終了します。

第9条 (加入期間)

- 加入者が、当社からサービス提供を受けることができる期間は1年です。
サービスの開始月日と終了月日は加入者が所属する団体と当社との間で決定した期間となります。
- 特に申し出のない場合、加入期間は1年毎に自動的に更新されます。

第10条 (データ保護)

当社が保有する加入者個人のデータは厳正に管理・運用します。

第11条 (規約の変更)

本規約については、今後変更することがあります。その場合、これを速やかに加入者に告知します。変更日以降は、変更後の規約に従い取扱うものとします。

第12条 (契約の終了)

- 本契約は所属する団体が当社の保険商品の採用を中止した場合、同時に終了します。
- 本契約は加入者が所属する団体と当社との間のサービスの運営にかかる「健康増進情報の有料提供サービス契約の取扱いに関する協定書」が終了した場合、同時に終了します。

ご注意いただきたいこと

(三大疾病保障保険)



ここからは、商品の細部のお取り扱いをご説明しています。詳細のご確認については、以下をご参照ください。

ご注意

「約款」と細部の お取り扱い

保険金や給付金のお支払い、あるいはお支払いできない場合などはすべて、引受保険会社と契約者との契約で定め、それらの細部は「約款」に記載しています。
本パンフレットでは、ご加入者にとって不利益になる可能性のある事項は、極力随所に掲載しましたが、細部のすべては網羅できていません。このページ以降で、あらためて細部のお取り扱いをまとめて掲載しています。
契約事項のすべてをご確認になりたい場合は、団体に備え付けの約款をご覧ください。

高度障害状態について

高度障害保険金と死亡保険金とは、重複してお支払いしません。

高度障害状態とは身体障害の程度が加入日(増額分については増額日)以後の傷害または疾病によりつぎの1項目に該当する場合をいいます。

【高度障害状態とは(高度障害条項(7項目))】

- 1.両眼の視力を全く永久に失ったもの
- 2.言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
- 3.中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの*
- 4.両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- 5.両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- 6.1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- 7.1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

*「常に介護を要するもの」とは食物の摂取・排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分でできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。

1. 眼の障害(視力障害)

- (1)視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2)「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
- (3)視野狭くおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。

2. 言語またはそしゃくの障害

- (1)「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。

- ①語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち3種以上の発音が不能となり、その回復の見込のない場合
- ②脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込のない場合
- ③声帯全部のてき出により発音が不能な場合

- (2)「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。

3. 上・下肢の障害

「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節(上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節)の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。

保険金・給付金をお支払いできない場合について

次のような場合には、保険金・給付金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しきれいことがあります。)

- 告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が告知義務違反により解除となったとき
- 契約者、被保険者または受取人が保険金・給付金を詐取する目的で事故招致をしたときや暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由*に該当し、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が解除となった場合
- 保険料のお払込みがなく、ご契約が失効したとき
- 契約者もしくは被保険者による詐欺の行為を原因として、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が取消しとなったとき
- *告知義務違反の態様が特に重大な場合には、詐欺としてご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分を取消しとさせていただきます。この場合、各商品の約款に定める解除権の消滅期限を経過後も取消しとなることがあります。
- 契約者もしくは被保険者に保険金・給付金の不法取得目的があつて、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が無効となったとき
- *重大事由とは、つぎの項目をいいます。●保険金・給付金を詐取する目的で事故を起こしたとき、●保険金・給付金のご請求に関して詐欺行為があつたとき、●他の保険契約との重複により給付金等の合計額が著しく過大であつて、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき、●その他上記と同等の事由があつたとき

「保険金・給付金のお支払いに関するご注意について」もあわせてご確認ください。

保険金・給付金のお支払いに関するご注意について

■保険金・給付金のお支払いできない場合について

次のような場合には、保険金・給付金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しきれいことがあります。)

項目	お支払いできない主な場合
死亡保険金	<ul style="list-style-type: none"> ●加入日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺によるとき (ただし、精神の障害によって心神喪失の状態となり、自己の生命を絶つ認識が全くなかったときは、死亡保険金をお支払いすることもありますので、引受生命保険会社にお問い合わせください。) ●契約者の故意によるとき ●死亡保険金受取人の故意によるとき(ただし、その受取人が保険金の一部の受取人である場合は、その残額を他の受取人にお支払いします。) ●戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることができます。)
高度障害保険金	<ul style="list-style-type: none"> ●被保険者の自殺行為または犯罪行為によるとき ●契約者の故意または重大な過失によるとき ●被保険者の故意または重大な過失によるとき ●戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることができます。)

- 過去に当制度で特定疾病保険金等の支払いを受けられた場合は、告知確認で問題がない場合も、再加入することはできません。
- 告知確認で問題がない場合も、過去に悪性新生物と診断確定されている場合は、加入日以後、悪性新生物と診断確定された場合も保険金のお支払対象とはなりません。

その他

リビング・ニーズ特約と被保険者が保険金を請求できない特別な事情がある場合について

リビング・ニーズ特約とは、被保険者の余命が6カ月以内と判断されるとき、この特約が付加されているご契約の死亡保険金の全部または一部を被保険者にお支払いする特約です。

- 代理請求特約[Y]の付加により、被保険者が受取人となる保険金・給付金について、被保険者本人が請求できない特別な事情*がある場合に、被保険者があらかじめ指定した次の方(指定代理請求者)が、その事情を示す書類その他所定の書類を提出して、被保険者に代わって保険金・給付金を請求することができます。

注)*特別な事情*とは、たとえば、被保険者本人が、事故や病気などで寝たきりの状態になり、保険金・給付金のご請求を行なう意思表示が困難な場合を指します。

- 指定代理請求者は、保険金・給付金のご請求時において、次の1~5のうちのいずれかの方となります。

1. 被保険者の戸籍上の配偶者
2. 被保険者の直系血族
3. 被保険者の兄弟姉妹
4. 被保険者の3親等内の親族
5. 次のいずれかの方。ただし、その事実が確認でき、かつ、受取のために保険金・給付金を請求する適切な関係があると当会社が認めた方に限ります。

A. 上記1~4以外の方(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある方など)で、被保険者と同居している方

I. 被保険者から委任を受ける等により、被保険者の財産の管理を行なっている方(法人および法人の代表者を除く)

*保険金・給付金のご請求時に指定代理請求者が未成年者・成年被後見人・破産者で復権を得ない者の場合は指定代理請求者としての取扱いはできません。また、指定代理請求者の親権者・後見人からの代理請求もできません。

*保険金・給付金の支払事由を故意に生じさせた者、または故意に被保険者が保険金・給付金をご請求できない特別な事情を招いた者は指定代理請求者としての取扱いを受けることはできません。

- 死亡保険金受取人が法人である場合、代理請求特約[Y]を付加することはできません。

- お支払いした保険金・給付金は、指定代理請求者にではなく、被保険者本人に帰属します。

●保険金・給付金を指定代理請求者にお支払いした場合には、その後重複して保険金・給付金をご請求いただいてもお支払いできません。

●ご契約内容について指定代理請求者からお問い合わせがあった場合、引受保険会社はご契約者または被保険者にお問い合わせがあつたことをお知らせせずに、指定代理請求者の権限の範囲で、回答することができます。

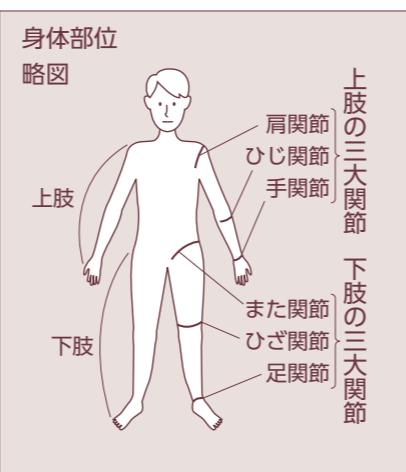
●指定代理請求者に保険金・給付金をお支払いした後、ご契約者または被保険者からお問い合わせがあつた場合、引受保険会社はその保険金・給付金のお支払い状況について事実に基づき回答いたします。この結果、ご契約者または被保険者にお支払いの事実などを知られることがあります。

●指定代理請求者の取扱いなど代理請求特約[Y]の詳細は「ご契約のしおり 約款」に記載されています。必ずご確認ください。

●指定代理請求者となられる方へ、あらかじめ「ご契約の内容」および「そのご契約の指定代理請求者であること」を必ずお知らせください。

保険金・給付金のご請求について

保険金・給付金を請求する権利は、お支払事由が発生してから3年間ご請求が無いと、消滅しますのでご注意ください。





社員権について

相互会社においては、契約者が「社員(構成員)」として会社の運営に参加する仕組みとなっていますが、契約者が団体の契約の場合のご加入者(被保険者)や、剰余金の分配のない契約の契約者は社員とはなりません。したがって本パンフレット記載の保険契約について、被保険者には総代の選出に関する社員の権利等、社員が有する権利はありません。

約款規定について

約款規定については引受保険会社のホームページ(<https://www.meijiyasuda.co.jp/corporation/product/demand/contract/index.html>)をご覧ください。なお、上記ホームページアドレスは、パンフレット作成時点のものを記載しており、今後変更の可能性があります。

ご照会・ご相談窓口について

【ご照会・ご相談窓口】

- 加入手続き等に関するご照会、ご相談は本パンフレット記載の団体窓口、または明治安田生命保険相互会社にお問い合わせください。
- この制度に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。
- 一般社団法人生命保険協会「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。(ホームページアドレス「<https://www.seiho.or.jp/>」)
- なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1カ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

保護機構について

●引受保険会社は、生命保険契約者保護機構(以下「保護機構」といいます。)に加入しています。保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。詳細については、保護機構までお問い合わせください。詳しくは、ホームページアドレス「<https://www.seihohogo.jp/>」をご覧ください。

ご注意いただきたいこと

Memo

Memo

個人情報に関するご注意

契約者と引受保険会社からのお知らせ

当該保険の運営にあたっては、契約者は加入対象者(被保険者)の個人情報<氏名、性別、生年月日、健康状態等>(以下、「個人情報」といいます。)を取り扱い、契約者が保険契約を締結する保険会社(共同取扱会社を含みます。以下同じ。)へ提供いたします。契約者は、当該保険の運営において入手する個人情報を、本保険の事務手続きのため使用いたします。保険会社は受領した個人情報を各種保険契約の引受け・継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い、子会社・関連会社・提携会社等を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理、当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実、その他保険に関連・付随する業務のため使用(注)し、また、必要に応じて、契約者、他の保険会社、再保険会社に上記目的の範囲内で提供します。なお、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引き続き契約者および保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取り扱われます。

記載の保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社に提供されます。

(注)保健医療等の機微(センシティブ)情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

なお、引受保険会社の個人情報の取扱いにつきましては、ホームページ(明治安田生命保険相互会社: <https://www.meijiyasuda.co.jp/>)をご参照ください。

－死亡保険金(給付金)受取人および指定代理請求者の指定に際しご留意ください－

指定された死亡保険金(給付金)受取人、および指定代理請求者の個人情報については、上記の加入対象者(被保険者)の個人情報と同様に取扱われますので、お申込みにあたっては、死亡保険金(給付金)受取人、および指定代理請求者にその旨をご説明いただき、個人情報の取扱いについての同意を取得してください。

富士フィルムビジネスエキスパート株式会社 (FFBX) 保険サービスセンター ライフサポートグループ

〒160-0023 東京都新宿区西新宿5丁目1番1号 住友不動産新宿ファーストタワー
(受付時間 土日・祝日を除く 平日 10:00~15:00)

Eメール bxhoken@fujifilm.com

TEL 03-6300-6745 FAX 03-5485-7586

フリーダイヤル 0120-553-053

※音声ガイダンスから6(団体保険募集)をお選びください。(ガイダンスの途中でもお進みいただけます。)
ホームページ <https://www.fujifilm.com/ffbx/ja>

お申込み方法

所定の申込書に必要事項を記入・押印のうえ、ご提出ください。既にご加入の方で、申込書の提出がない場合は、自動更新として取り扱います。

加入手続き等に関するお問い合わせ先

富士フィルムビジネスエキスパート株式会社 保険サービスセンター ライフサポートグループ
03-6300-6745

〒160-0023 東京都新宿区西新宿5丁目1番1号 住友不動産新宿ファーストタワー
受付期間 平日(土日・祝日を除く)
受付時間 10:00~15:00

明治安田生命保険相互会社 総合法人第二部 法人営業第三部
03-6259-0014

〒100-0005 東京都千代田区丸の内2-1-1
受付期間 平日(土日・祝日・年末年始を除く)
受付時間 9:00~17:00まで